

令和5年度庁舎等使用調整計画について（追加議案）

- 中央合同庁舎第6号館
- 札幌第2合同庁舎
- 中部経済産業局庁舎

令和6年2月27日
財務省理財局

中央合同庁舎第6号館の庁舎等使用調整計画

公正取引委員会が虎ノ門再開発建物（権利床）へ移転することに伴って生じる空きスペースの有効活用

【中央合同庁舎第6号館】



〔所在地〕

東京都千代田区霞が関1-1-1

〔建物概要〕

平成2年築 外
地上21階、地下4階 外
建 13,124㎡／延 173,468㎡

〔使用官署及び使用の現況〕

公正取引委員会	約 8,810㎡
法務省	約 20,740㎡
出入国在留管理庁	約 2,620㎡
東京地方検察庁	約 33,030㎡
公安調査庁	約 4,820㎡
他5官署	約 10,210㎡
共用部分	約 93,240㎡

（注1）下線の官署が使用調整対象

（注2）面積は一の位を四捨五入している



虎ノ門再開発建物（権利床）へ移転（※）

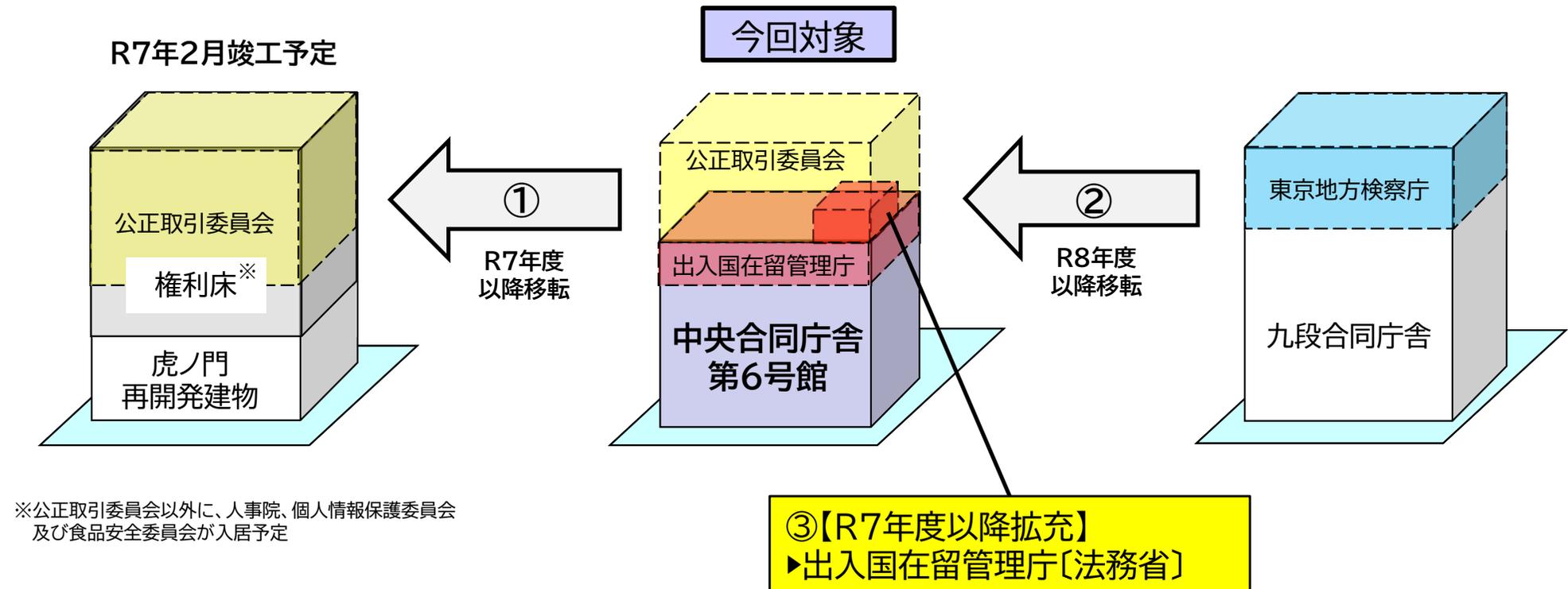
※約8,810㎡のうち約8,200㎡は東京地方検察庁が使用することで調整済（H29.3 使用調整計画策定済）

使用調整対象面積
約 8,810 ㎡のうち
約 610 ㎡

〈使用調整の内容〉

入居予定官署	調整床面積	方法	時期	備考
出入国在留管理庁	約 610㎡	拡充	令和7年度以降	【狭あい解消】 出入国在留管理庁（中央合同庁舎第6号館）の狭あいを改善するため、一部を拡充するもの。

中央合同庁舎第6号館の庁舎等使用調整計画



- ①公正取引委員会が虎ノ門再開発建物(権利床)へ移転することに伴い生じる[空きスペースの有効活用](#)を図るもの。(約8,810㎡)
- ②九段合同庁舎に入居中の東京地方検察庁を移転。(約8,200㎡)
※平成29年3月に使用調整計画策定済み。
- ③中央合同庁舎第6号館に入居中の出入国在留管理庁の[狭あいを改善するため、拡充](#)を図るもの。(約610㎡)

札幌第2合同庁舎の庁舎等使用調整計画

北海道運輸局が札幌第4合同庁舎へ移転することに伴って生じる空きスペースの有効活用

【札幌第2合同庁舎】



〔所在地〕

北海道札幌市中央区大通西10

〔建物概要〕

昭和43年築 外
地上9階、地下1階 外
建2,513㎡／延18,308㎡

〔使用官署及び使用の現況〕

北海道運輸局	約 2,190㎡
札幌国税局	約 6,040㎡
札幌中税務署	約 1,930㎡
札幌国税不服審判所	約 390㎡
函館税関札幌税関支署	約 340㎡
共用部分	約 7,430㎡

(注1) 下線の官署が使用調整対象

(注2) 面積は一の位を四捨五入している

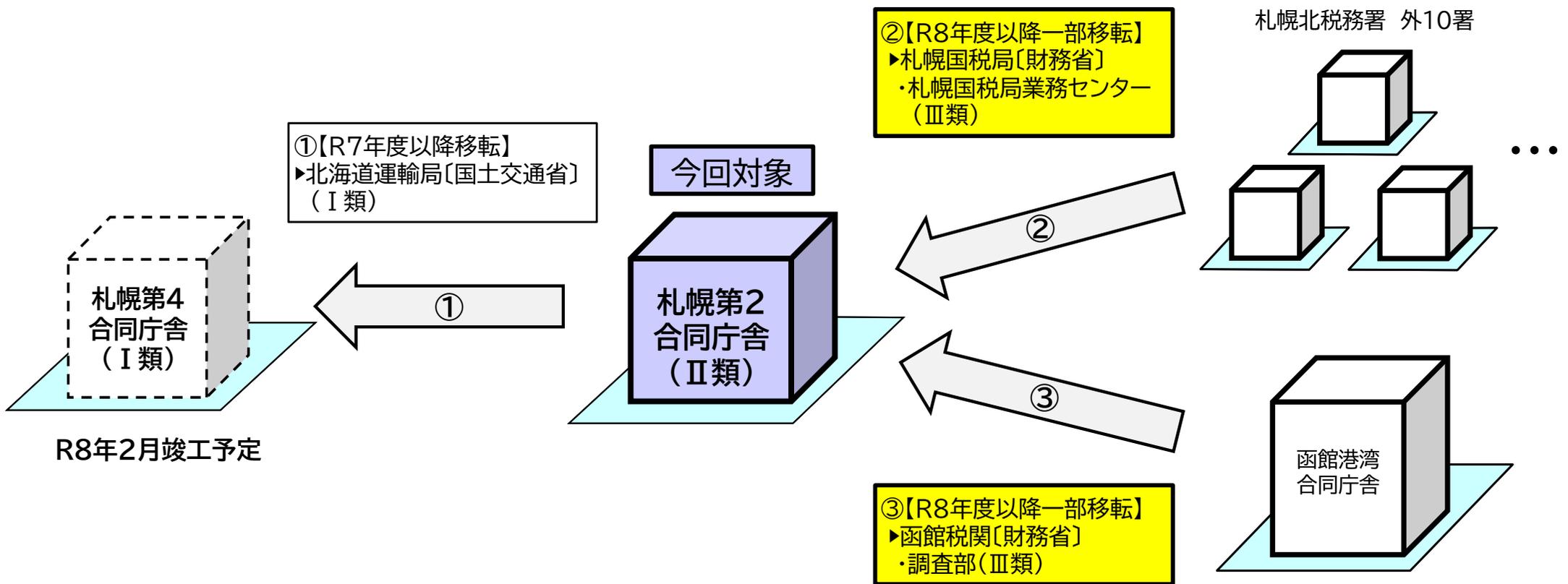
札幌第4合同庁舎へ移転することに伴い生じる空きスペースの活用

**使用調整対象面積
約 2,190㎡**

<使用調整の内容>

入居予定官署	調整床面積	方法	時期	備考
札幌国税局 業務センター	約 1,620㎡	移転	令和8年度以降	【業務の効率化】 札幌国税局管内に所在する税務署（札幌北ほか10署）の内部業務等を集約化するもの。
函館税関 調査部	約 570㎡			【業務の効率化】 北海道警察本部等との業務連携のため、調査・審理部門の一部を移転するもの。
合計	約 2,190㎡			

札幌第2合同庁舎の庁舎等使用調整計画



- ① 北海道運輸局が札幌第4合同庁舎へ移転することに伴って生じる[空きスペースの有効活用](#)を図るもの。(約2,190㎡)
- ② 税務署の内部業務等の集約化のため、札幌国税局業務センターを設置することにより、[業務の効率化](#)を図るもの。(約1,620㎡)
- ③ 北海道警察本部等との業務連携のため、函館税関調査部の調査・審理部門の一部を札幌市内へ移転することにより、[業務の効率化](#)を図るもの。(約570㎡)

中部経済産業局庁舎の庁舎等使用調整計画

中部経済産業局等が名古屋第4地方合同庁舎等へ移転することに伴って生じる空きスペースの有効活用

【中部経済産業局庁舎】



〔所在地〕

愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2

〔建物概要〕

昭和35年築

地上4階、地下1階 外

建2,716㎡／延10,033㎡

〔使用官署及び使用の現況〕

中部経済産業局 約 4,400㎡

中部近畿産業保安監督部 約 680㎡

中部地方環境事務所 約 660㎡

愛知労働局 約 80㎡

共用部分 約 3,550㎡

〔国以外の利用状況〕

(独)製品評価技術基盤機構 約 660㎡

(注1) 下線の官署が使用調整対象

(注2) 面積は一の位を四捨五入している

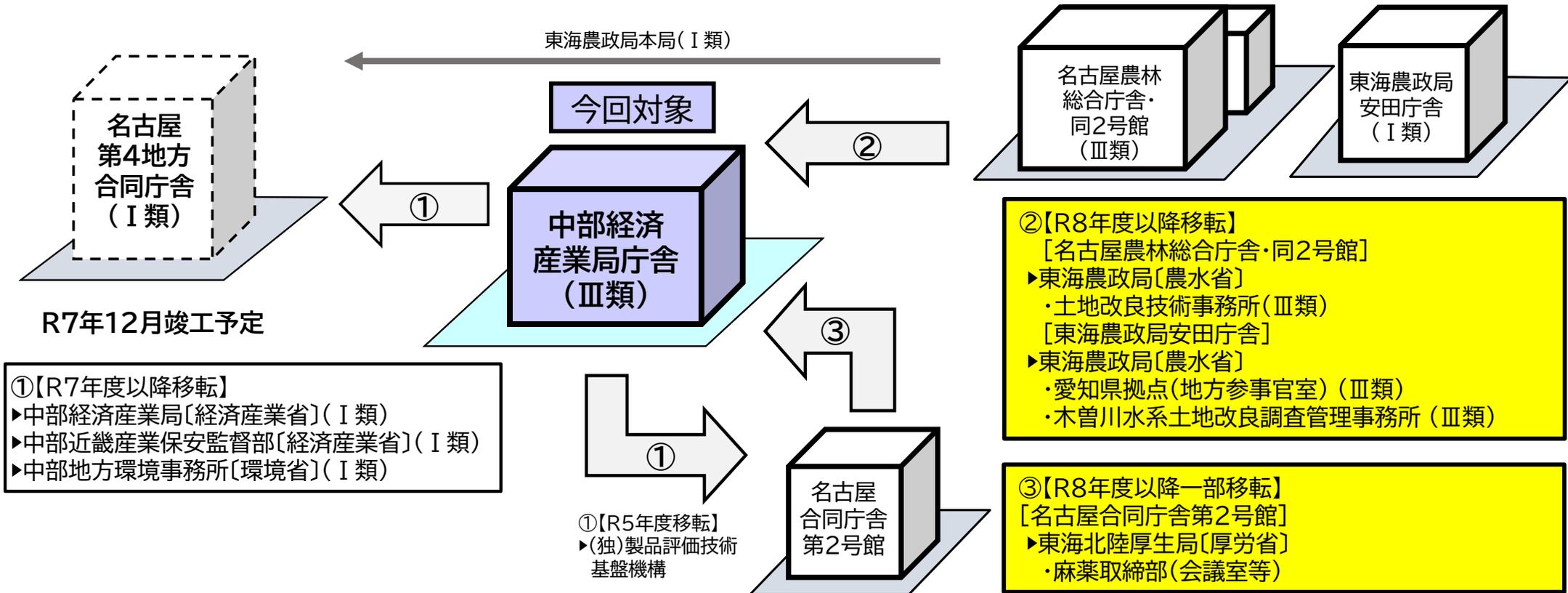
名古屋第4地方合同庁舎等へ移転することに伴い生じる空きスペースの有効活用

使用調整対象面積
約 6,400 ㎡のうち
約 2,110 ㎡

＜使用調整の内容＞

入居予定官署	調整床面積	方法	時期	備考
東海農政局 土地改良技術事務所	約 990㎡	移転	令和8年度以降	【耐震性能の適合・分散解消・売却可能財産の創出】 3庁舎に分散している東海農政局を中部経済産業局庁舎（耐震性能Ⅲ類）及び名古屋第4地方合同庁舎（耐震性能Ⅰ類）に移転することで、耐震性能の適合、分散解消及び売却可能財産の創出を図るもの。
東海農政局 愛知県拠点（地方参事官室）	約 280㎡			
東海農政局 木曽川水系土地改良調査管理事務所	約 660㎡			
東海北陸厚生局 麻薬取締部（会議室等）	約 180㎡			
合計	約 2,110㎡			

中部経済産業局庁舎の庁舎等使用調整計画



- ① 中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、中部地方環境事務所等が名古屋第4地方合同庁舎等へ移転することに伴って生じる空きスペースの有効活用を図るもの。(約2,110㎡)
- ② 分散している東海農政局について、中部経済産業局庁舎及び名古屋第4地方合同庁舎へ移転することにより、耐震性能の適合、分散解消及び売却可能財産の創出を図るもの。
- ・東海農政局土地改良技術事務所(約990㎡)
 - ・東海農政局愛知県拠点(地方参事官室)(約280㎡)
 - ・東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所(約660㎡)
- ③ 東海北陸厚生局麻薬取締部の会議室等を移転することにより、狭あい解消を図るもの。(約180㎡)

国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（抜粋）
（昭和三十二年法律第百十五号）

（用語の定義）

第二条 （略）

2 この法律において「庁舎等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 行政財産のうち国の事務又は事業の用に供し、又は供するものと決定した庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（敷地となるべき土地を含む。以下同じ。）
- 二 国の事務又は事業の用に供するために国が借り受けている建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地

3 この法律において「使用調整」とは、庁舎等を適正かつ効率的に使用するため、所管換、所属替、用途の変更その他の方法により、その使用につき必要な調整をすることをいう。

（庁舎等使用調整計画）

第四条 財務大臣は、第三条の規定により庁舎等使用現況及び見込報告書の送付を受けた場合又は庁舎等について国有財産法第十条第一項若しくは前条の規定により資料若しくは報告を受け、若しくは実地監査を行った場合において、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、庁舎等の使用調整に関する計画（以下「庁舎等使用調整計画」という。）を定め、遅滞なく、これを関係の各省各庁の長に通知しなければならない。

2～3 （略）

4 財務大臣は、第一項及び第二項の規定により庁舎等使用調整計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、財政制度等審議会に諮り、その意見を聴かななければならない。

5～7 （略）